

農地転用の流れ

「農地（田や畑）を農地以外に転用する場合は、農地法の許可が必要です。」

【農地法】

【関係法令】

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

…申請しようとしている農地が「農用地区域」内にある場合は、事前に農振除外の申請をする必要があります。

（受付：5月、9月、1月のそれぞれ1ヶ月間）
《市農林水産課》

関係法令の申請等が必要な場合は同時に申請が必要です。

都市計画法

…都市計画区域内の開発許可、建築許可など
《市開発指導課》

墓地、埋葬等に関する法律

…墓地を新設・変更する場合
《市生活衛生課》

宅地造成及び特定盛土等規制法

…規制区域内で、一定規模を超えて造成等をする場合
《市開発指導課》

道路法

…工事の承認、占用の許可など
《市建設管理課》

普通河川等保全条例

…工事を施行する場合
《市建設管理課》

広島県土砂の適正処理に関する条例

…土砂埋立行為をする場合
《市開発指導課》

その他、関係機関と協議し申請等が必要であれば申請してください。

毎月1日～10日（若しくは翌開庁日）

農地法第4条・第5条申請書の提出

関係法令の申請書等の写しを農地法の申請書に添付してください。

現地確認

書類審査

議案送付

毎月月末

農業委員会総会

即日許可可能なものについては、許可

転用面積が30アール超や第1種農地、甲種農地のほか、総会でネットワーク機構に意見聴取が必要であると判断されたもの

翌月18日

広島県ネットワーク機構（意見聴取）

関係法令の申請がある場合は、関係機関と調整し、同日許可となる。

約半年後

除外公告

東広島市農業委員会事務局
〒739-8601
広島県東広島市西条栄町8番29号
電話（082）420-0972

（R7.4.1改製）